

大分県報

令和二年
第一二二二号
七月十日

（金曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更及び所在地変更……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
- 道路区域の変更……………四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………四

公 告

- 大分県社会福祉介護研修センターの指定管理者の公募……………三二
- 大分県身体障害者福祉センターの指定管理者の公募……………三三
- 大分県長者原園地の指定管理者の公募……………三四
- おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の公募……………三五
- 大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の指定管理者の公募……………三七
- 家畜商講習会の開催……………三九
- 大分県林業研修所の指定管理者の公募……………三九
- 別府港北浜ヨットハーバーの指定管理者の公募……………四一
- 競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………四三
- 一般競争入札の実施（二件）……………四五
- 令和二年度大分県職員採用上級試験（特別枠）公告……………四九

○ 告 示

大分県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
いとう循環器・麻酔科クリニック	医療法人いとう会	別府市石垣西七丁目二二四七一	令二・五・一
酒本歯科医院	医療法人貞祥会	別府市青山町三一〇九番の二	〃
訪問看護ステーションだるま	合同会社ジャストライト	中津市大字今津六二〇番地一	令二・四・一
石田外科医院	医療法人石田外科医院	佐伯市葛港八番一号	令二・六・一
ワタナベ薬局高田店	株式会社ワタナベ	豊後高田市大字界三七二一三	〃
秋岡医院	医療法人一貫軒	津久見市徳浦本町七番三号	〃

大分県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更及び所在地変更の届出があった。

令和二年七月十日

医療機関の名称		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
変更前	変更後	所在地	変更年月日
藤原整形外科 リニック	岩下クリニック	杵築市大字北浜 六六五番地六五 五	令二・四・一
大分県告示第四百九号		生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。 令和二年七月十日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
矢野皮膚科	矢野 寛	臼杵市洲崎二七五―五一	令二・五・七
大分県告示第四百十号		生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。 令和二年七月十日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
いとう循環器・ 麻酔科クリニッ ク	伊 東 浩 司	別府市石垣西七丁目二一四七―一	令二・四・三〇
種	力	類	洗浄施設
工事着手予定年月日	令二・八・三	五〇〇ml 二ℓ	三〇〇本/分 一五〇本/分
工事完成予定年月日	令二・九・一七		
使用開始予定年月日	令二・一〇・一		
大分県告示第四百十一号		瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。 令和二年七月十日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
酒本歯科医院	酒本 慎	別府市青山町三一〇九番の二	〃
山崎歯科医院	山崎 博	中津市牛神二二〇―三	令二・三・三一
申請の概要		1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 福岡県福岡市東区多の津一丁目十二―二 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石 橋 亮 太	
		2 特定事業場の所在地及び名称 由布市庄内町阿蘇野字宇土二千二百八十七―三 飲料由布工場	
		3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号 口 洗浄施設	

種	処	能	構	主	使用	一日	汚水等の一日当たりの量		使用	一日	使用				
							項目	単位				時間	時間	時間	時間
4	汚水等の処理の方法	中和槽	ばっ気式中和	一七〇m ³ /日	溶接組立形ステンレスパネルタンク仕様	二、〇〇〇×二、〇〇〇×二、〇〇〇(単位mm)	連続	一六時間	なし	通常	六日/週	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇未満	三、〇〇〇未満
												りん含有量	mg/l	一	二
												窒素含有量	mg/l	二	四
												浮遊物質	mg/l	五	一〇
汚水の汚染状態の値	化学的酸素要求量	mg/l	三	六	生物化学的酸素要求量	mg/l	二	四	水素イオン濃度	mg/l	五・八〇八・六	五・八〇八・六			
汚水等の一日当たりの量	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値			
汚水等の一日当たりの量	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値			
汚水等の一日当たりの量	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値			
汚水等の一日当たりの量	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値	項目	単位	通常	最大の値			

令和二年七月十日

大分県報(告示)

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年七月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

津原線

豊後大野市大野町藤北字榎田一一八
二番二から
豊後大野市大野町藤北字榎田一一三
九番八まで

前

二二三・六
メートル
五・二

六一二・〇
メートル

後

三〇・八
メートル
八・二

六一二・〇
メートル

大分県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和二年七月十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

項目	汚水の汚染状態の値						一日当たりの排水量	排水口名	排水口 No.1	汚水の汚染状態の値					
	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量				大腸菌群数	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量
単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³	m ³ /日	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³	
通常値	五・八〜八・六	二・一	三・一	五	二・一	三、〇〇〇未満	二二〇・六	通常値	一〇〇	一六	二〇	二五	六	三、〇〇〇未満	
最大値	五・八〜八・六	四・一	六・二	一〇	四・二	三、〇〇〇未満	一八五・五	最大値	一六〇	一三〇	二〇〇	四〇	一〇	三、〇〇〇未満	

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和二年七月十日から同月三十一日まで

2 縦覧場所

福土川	谷川②	鳥屋川	鳥屋川 三支溪	鳥屋川 二支溪	鳥屋川 六支溪	川若林谷	栗栖川 一支溪	綿田
豊後大 小地町梨	豊後大 野市朝 地町鳥	豊後大 野市朝 地町鳥	豊後大 野市朝 地町鳥	豊後大 野市朝 地町鳥	豊後大 野市朝 地町鳥	豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町栗	豊後大 野市朝 地町綿
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地滑り
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

（「別図」は、
省略し、豊後大
野土木事務所に
備え置いて縦覧
に供する。）

井ノ上	郷野	持太郎 川(B)	持太郎 川(A)	(B) 慌平川	(A) 慌平川	長迫川	
豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町栗						
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり							
別図のとおり							

令和二年七月十日

大分県報（告示）

②(B) 宮生東 地町宮 野市朝 豊後大	②(A) 宮生東 生 地町宮 野市朝 豊後大	⑤ 田 地町池 野市朝 豊後大	和④ 万田 地町市 野市朝 豊後大	和③ 万田 地町市 野市朝 豊後大	和② 万田 地町市 野市朝 豊後大	(B) 和① 万田 地町市 野市朝 豊後大	(A) 和① 万田 地町市 野市朝 豊後大	田 地町池
災害特別警戒 区域及び土砂	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

吐合川 十支溪	吐合川 九支溪	妙見②	高辻	畑	宮生中 央①(B)	宮生中 央①(A)	生	生
豊後大 野市朝 地町綿 田・豊 後大野 市朝地	豊後大 野市朝 地町綿 田・豊 後大野 市朝地	豊後大 野市朝 地町板 井迫	豊後大 野市朝 地町栗 林	豊後大 野市朝 地町鳥 田	豊後大 野市朝 地町宮 生	豊後大 野市朝 地町宮 生	豊後大 野市朝 地町宮 生	豊後大 野市朝 地町宮 生
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

川 王本松	地吉川	川 下犬鳴	仲畑川	川 池在谷	谷川 田夫時	川 早水谷 (B)	川 早水谷 (A)	
中野町 野市大 豊後大	田野町 野市大 豊後大	野川町 野市清 豊後大	野川町 野市清 豊後大	田野町 野市朝 豊後大	田野町 野市朝 豊後大	田野町 野市朝 豊後大	田野町 野市朝 豊後大	町朝地
区域 災害特別警戒								
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								

--	--	--	--	--	--	--	--	--

池在④	池在③	池在②	池在①	(B)田尾崎	(A)田尾崎	坪泉⑪	(B)田尾⑨	(A)田尾⑨
豊後大 田野町 池	豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町池	豊後大 野市朝 地町坪泉	豊後大 野市朝 地町上尾塚	豊後大 野市朝 地町上尾塚
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒							
急傾斜	急傾斜 地の崩壊							
別図の	別図の とおり							
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--

中尾塚	朝地③	坪泉⑫	(C)朝地②	(B)朝地②	(A)朝地②	池在⑤	
尾塚 地町上 野市朝 豊後大	町坪泉 市朝地 後大野 地・豊 地町朝 野市朝 豊後大	泉 地町坪 野市朝 豊後大	地 地町朝 野市朝 豊後大	地 地町朝 野市朝 豊後大	地 地町朝 野市朝 豊後大	田 地町池 野市朝 豊後大	田 地町池 野市朝 豊後大
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--

三反田	小野⑨	田尾⑭	(B)田尾⑫	(A)田尾⑫	田尾⑪	(C)田尾⑩	(B)田尾⑩	(A)田尾⑩
豊後大 尾塚 地町上 野市朝	豊後大 野市朝 地町上 尾塚							
区域 災害特別警戒								
急傾斜 壊 地の崩								
別図の とおり								
別図のとおり								

大分県報（告示）

窪(B)	窪(A)	前迫	大塚(C)	大塚(B)	大塚(A)	木 サヤノ	② 一の谷	
豊後大 野市大	豊後大 野市大 原野町大	豊後大 野市大 原野町大	豊後大 野市朝 地町上 尾塚	豊後大 野市朝 地町上 尾塚	豊後大 野市朝 地町上 尾塚	豊後大 野市朝 地町池 田	豊後大 野市朝 地町池 田	豊後大 野市朝 地町朝
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域						
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩 壊	地の崩 壊						
別図の とおり	別図の とおり							
別図のとおり	別図のとおり							
小原⑧	小原⑥	小原⑤	窪④	窪③	窪②(C)	窪②(B)	窪②(A)	
豊後大 野市大 野町大	豊後大 野市大 原野町大	豊後大 野市大 原野町大	豊後大 野市大 野町郡 山	豊後大 野市大 野町大 原	豊後大 野市大 野町大 原	豊後大 野市大 野町大 原	豊後大 野市大 野町大 原	豊後大 野市大 野町大 原
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域							
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊							
別図の とおり	別図の とおり							
別図のとおり	別図のとおり							

(F) 神松前	(E) 神松前	(D) 神松前	(C) 神松前	(B) 神松前	(A) 神松前	(B) 小原⑨	(A) 小原⑨	
豊後大 野市大 野町大 原								
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

神松③	(A) 神松③	(B) 神松②	(A) 神松②	神松①	代ノ原 ①(B)	代ノ原 ①(A)	(B) 住吉①	(A) 住吉①
豊後大	豊後大 野市大 野町大 原							
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊							
別図の	別図の とおり							
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

川 古殿谷	(B) 矢射渡	(A) 矢射渡	管谷	(D) 小鹿②	(C) 小鹿②	(B) 小鹿②	(A) 小鹿②	
園野野豊 町市市市大 北町大	原野野豊 野市市大 町中大	原						
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域
土石流	壊地の崩 急傾斜							
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

藤北②	(C) 藤北①	(B) 藤北①	(A) 藤北①	(C) 戸の上	中尾	(A) 山の口	北園川 二支溪	北園川
豊後大 北野野豊 町市市大 藤町大	北野野豊 野市市大 町中大	北野野豊 野市市大 町中大	北野野豊 野市市大 町中大	北野野豊 野市市大 町中大	藤野野豊 野市市大 町中大	藤野野豊 野市市大 町中大	園野野豊 野市市大 町中大	園野野豊 野市市大 町中大
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

古殿①	(B) 穴井②	(A) 穴井②	上園②	(D) 菅田③	(C) 菅田③	(B) 菅田③	(A) 菅田③	
園野市大豊後大 野市大 野市大 野市大	園野市大豊後大 野市大 野市大 野市大							
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 土砂災害警戒							
壊地の崩急傾斜	壊地の崩急傾斜							
別図のとおり	別図のとおり							
別図のとおり	別図のとおり							

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

北園①	北園② 号(B)	北園② 号(A)	向原①	古殿③	(B) 古殿②	(A) 古殿②	古殿④	尾迫
豊後大	園野市大豊後大 野市大 野市大							
土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 土砂						
急傾斜	壊地の崩急傾斜							
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報(告示)

令和二年七月十日

大分県報（告示）

一六

北園③	(B)北園②	(A)北園②	(F)北園①	(E)北園①	(D)北園①	(C)北園①	(B)北園①	(A)
豊後大 野市大	豊後大 野市大 野町北							
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩 壊							
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
坂本	(B)宮迫③	(A)宮迫③	屋原(C)	屋原(B)	屋原(A)	(B)北園④	(A)北園④	
豊後大 野市三 重町鷲	豊後大 野市大 野町宮迫	豊後大 野市大 野町宮迫	豊後大 野市大 野町屋原	豊後大 野市大 野町屋原	豊後大 野市大 野町屋原	豊後大 野市大 野町北園	豊後大 野市大 野町北園	豊後大 野町北園
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域						
地滑り	急傾斜 地の崩 壊							
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

下ノ辻	川 土岩谷	尾平川	北平	尾平	下山	綿田2	田夫時	谷
豊後大	畑 方町上 野市緒 豊後大	平 方町尾 野市緒 豊後大	町綿田 市朝地 後大野 林・豊 地町栗 野市朝 豊後大	ケ畑 飼町栗 野市犬 豊後大	田 歳町石 野市千 豊後大	田 地町綿 野市朝 豊後大	田 地町鳥 野市朝 豊後大	
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	
土石流	土石流	土石流	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

堀口	宮尾(E)	羽田梨	日平(C)	日平(B)	日平(A)	(B)エボシ		
田 方町知 野市緒 豊後大	石 方町大 野市緒 豊後大	町滞迫 市緒方 後大野 生・豊 方町栗 野市緒 豊後大	迫 方町滞 野市緒 豊後大	迫 方町滞 野市緒 豊後大	迫 方町滞 野市緒 豊後大	迫 方町滞 野市緒 豊後大	倉木 野町小 野市大	
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域及び土砂災害特別警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報（告示）

1 代三五	高久保	平(B) 芋ヶ迫	平(A) 芋ヶ迫	(B) 緑ヶ迫	(A) (C) 鹿瀬倉	(A) (B) 鹿瀬倉	(A) (A) 鹿瀬倉
豊後大 野市大	豊後大 野市大 方町小 木	豊後大 野市大 方町小 原	豊後大 野市大 方町小 原・豊 野市大 方町小 市緒方 後大野 町木	豊後大 野市大 方町小 木	豊後大 野市大 方町小 原	豊後大 野市大 方町小 原	豊後大 野市大 方町小 原
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
徳尾3	佐測	小倉木 2(B)	小倉木 2(A)	小倉木 1	広戸② (C)	地福寺	井野
豊後大 野市大 野町小	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 田	豊後大 野市大 野町中 原	豊後大 野市大 野町片 島
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

(A) 沈 墮1	岩上 3	徳尾 8	徳尾 7	(B) 徳 尾5	(A) 徳 尾5	(B) 徳 尾4	(A) 徳 尾4	
豊後大 野市大 野町矢 田	豊後大 野市大 野町矢 田	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町小 倉木
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

大牟 礼	原 4	郡山 3	白迫 (B)	白迫 (A)	木浦 畑	(D) 沈 墮1	(C) 沈 墮1	(B) 沈 墮1
豊後大 野町両 家	豊後大 野市大 野町両 家	豊後大 野市大 野町郡 山	豊後大 野市大 野町郡 山	豊後大 野市大 野町郡 山	豊後大 野市大 野町小 倉木	豊後大 野市大 野町矢 田	豊後大 野市大 野町矢 田	豊後大 野市大 野町矢 田
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

⑦ 中土師	田附④	田附1	(B) 沈墮2	(A) 沈墮2	竹脇	(B) 中原⑦	(A) 中原⑦	
土師 豊後大 野市大 野町中	土師 豊後大 野市大 野町中	土師 豊後大 野市大 野町中	田 豊後大 野市大 野町矢	田 豊後大 野市大 野町矢	化 豊後大 野市大 野町大	冬原 豊後大 野市大 野町上	冬原 豊後大 野市大 野町上	田
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域				
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜					
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり					
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

酒井寺	(E) 瓜久保	(D) 瓜久保	(C) 瓜久保	(B) 瓜久保	(A) 瓜久保	犬山	⑧(B) 中土師	⑧(A) 中土師
豊後大	代 豊後大 野市大 野町田	土師 豊後大 野市大 野町中	土師 豊後大 野市大 野町中					
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒							
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

町(B) 犬飼本	住吉④	④(B) 代ノ原	④(A) 代ノ原	辻(B)	辻(A)	③ 代ノ原	②(B) 代ノ原	②(A)
豊後大 野市犬	豊後大 野市大 野町大 原	豊後大 野市大 野町屋 原						
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

竹下	北園川 三支溪	イノツ ル	灰ノ木	大迫⑧	上崩(B)	上崩(A)		
豊後大 野市三 重町向 野・豊 後大野 市千歳 町前田	豊後大 野市大 野町北 園	豊後大 野市犬 飼町下 津尾	豊後大 野市犬 飼町黒 松	豊後大 野市犬 飼町黒 松	豊後大 野市犬 飼町栗 ヶ畑	豊後大 野市犬 飼町栗 ヶ畑	豊後大 野市犬 飼町栗 ヶ畑	豊後大 野市犬 飼町下 津尾
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊						
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

上石田	(A) 上石田	田尾(C)	田尾(B)	田尾(A)	天神ノ上②(B)	天神ノ上②(A)	天神ノ上①	
豊後大	田 歳町石 野市千 豊後大	畑 重町奥 野市三 豊後大	畑 重町奥 野市三 豊後大	畑 重町奥 野市三 豊後大	白谷 重町大 野市三 豊後大	白谷 重町大 野市三 豊後大	白谷 重町大 野市三 豊後大	町向野 市三重 後大野 田・豊
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	区域						
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

扇田	森迫2	金田①	スシノ下(D)	スシノ下(C)	スシノ下(B)	スシノ下(A)	踊場	(B)
野市三 豊後大	迫 重町井 野市三 豊後大	刈 重町芦 野市三 豊後大	田 歳町前 野市千 豊後大	田 歳町石 野市千				
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	区域及び土砂災害特別警戒区域						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報(告示)

向野①	森迫	牟礼①	法泉庵 ①(C)	法泉庵 ①(B)	法泉庵 ①(A)	百枝① (C)	百枝① (B)
豊後大 野市三	豊後大 野市三 重町三 後大野 迫・豊 重町井	豊後大 野市三 重町百 枝	豊後大 野市三 重町百 枝	豊後大 野市三 重町百 枝	豊後大 野市三 重町百 枝	豊後大 野市三 重町百 枝	豊後大 野市三 重町百 枝
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--

森迫1 (B)	森迫1 (A)	三重原 2	上小坂 ②	中玉田 ②	米田① (B)	米田① (A)	
豊後大 野市三 重町井 迫	豊後大 野市三 重町井 迫	豊後大 野市三 重町小 坂	豊後大 野市三 重町小 坂	豊後大 野市三 重町玉 田	豊後大 野市三 重町久 田・豊 後大野 市三 重 町川 辺	豊後大 野市三 重町久 田	重町向 野
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

令和二年七月十日

大分県報（告示）

二八

牟礼②	② 法泉庵	菅生⑨	金田③	(B) 金田②	(A) 金田②	(E) 森迫1	(D) 森迫1	(C) 森迫1
豊後大	枝重野市三豊後大	生重野市三豊後大	刈重野市三豊後大	刈重野市三豊後大	刈重野市三豊後大	迫重野市三豊後大	迫重野市三豊後大	迫重野市三豊後大
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜	急傾斜地の崩壊							
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
③ 下赤嶺	(C) 上赤嶺二区③	(B) 上赤嶺二区③	(A) 上赤嶺二区③	上赤嶺二区②	③ 中玉田	川辺①	大原①	
野市三	嶺重野市三豊後大	嶺重野市三豊後大	嶺重野市三豊後大	嶺重野市三豊後大	田重野市三豊後大	辺重野市三豊後大	枝重野市三豊後大	枝重野市三豊後大
区域及び土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域							
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

(A) 金田④	中原(B)	中原(A)	② 宇対瀬	① 宇対瀬	④ 中津留	④ 上小坂	③ 上小坂	
重町芦 野市三 豊後大	田原 重町上 野市三 豊後大	田原 重町上 野市三 豊後大	瀬 重町浅 野市三 豊後大	瀬 重町浅 野市三 豊後大	野 重町向 野市三 豊後大	坂 重町小 野市三 豊後大	坂 重町小 野市三 豊後大	嶺 重町赤
災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年七月十日

(B) 一の谷	(A) 一の谷	(C) 又井②	(B) 又井②	(A) 又井②	浅水④	浅水③	(B) 金田④	
野 重町向 野市三 豊後大	野 重町向 野市三 豊後大	迫 重町井 野市三 豊後大	迫 重町井 野市三 豊後大	迫 重町井 野市三 豊後大	瀬 重町浅 野市三 豊後大	瀬 重町浅 野市三 豊後大	刈 重町芦 野市三 豊後大	刈
区域 災害特別警戒	区域							
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

大分県報（告示）

令和二年七月十日

大分県報（告示）

三〇

松谷⑥	(B) 宝川内 豊後大 山重町内 野市三	(A) 宝川内 豊後大 山重町内 野市三	(B) 米田② 豊後大 野市三 重町久	(A) 米田② 豊後大 野市三 重町久	山方③ 豊後大 野市三 重町久	山方② 豊後大 野市三 重町久	山方① 豊後大 野市三 重町久	向野② 豊後大 野市三 重町向
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
田口③	豊後大 山重町内 野市三 歳町船	高添② 豊後大 野市三 歳町長 峰・豊 後大野 市犬飼 町柴北	田口② 豊後大 野市三 歳町船	田口① 豊後大 野市三 歳町船	藤北① 豊後大 野市三 北野町藤	西酒井寺⑤ 豊後大 野市三 野町酒 井寺	(B) 松谷⑥ 豊後大 野市三 重町内 山	(A) 豊後大 野市三 重町内 山
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

長畑	辻	イヤノ (C)	イヤノ (B)	イヤノ (A)	桜河内	金田 ⑤	(B) 原田 ⑩	(A) 原田 ⑩
豊後大 田 歳町船 野市千	豊後大 山 重町内	豊後大 野市三 重町内	豊後大 野市三 重町内	豊後大 野市三 重町内	豊後大 野市三 重町秋 葉	豊後大 野市三 重町芦 刈	豊後大 野市千 歳町前 田	豊後大 野市千 歳町前 田
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年七月十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

戸成	野市千 歳町長	区域及び土砂 災害特別警戒 区域	地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
深瀬	豊後大 野市千 歳町長	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
峰	豊後大 野市千 歳町長	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○公 告

大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県社会福祉介護研修センターの管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 施設の概要
 - 1 施設の名称
大分県社会福祉介護研修センター
 - 2 所在地
大分市明野東三丁目四番一号
 - 3 施設の規模及び構造
土地 一三、五七九・一四平方メートル
建物 本館 鉄筋コンクリート造三階建
住宅改造モデル展示場 木造二階建
災害物資備蓄倉庫 軽量鉄骨造二階建
 - 4 事業内容
（一）社会福祉事業従事者を対象とする研修
（二）介護に関する研修

大分県報（告示・公告）

<p>(三) 高齢者及び介護者の総合相談</p> <p>(四) 福祉人材の無料職業紹介</p> <p>(五) 福祉機器等の展示及び情報提供</p> <p>(六) センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <p>(七) センターの利用の受付及び案内に関する業務</p> <p>(八) センターの利用の促進に関する業務</p> <p>(九) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務</p> <p>二 申請者の資格</p> <p>申請しようとするものは、次の1から7までのいずれにも該当する法人又は該当する法人を含む複数の法人から構成される共同事業体であること。</p> <p>1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする社会福祉法人であること。</p> <p>2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人であること。</p> <p>3 大分県から指名停止措置を受けていない法人であること。</p> <p>4 その代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次に該当すると認められる法人でないこと。</p> <p>(一) 暴力団関係者</p> <p>(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者</p> <p>(三) 暴力団関係者を使用した者</p> <p>(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者</p> <p>5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。</p> <p>6 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。</p> <p>7 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人であること。</p> <p>三 申請を受け付ける期間等</p> <p>1 申請を受け付ける期間</p> <p>令和二年八月二十四日（月）から同年九月八日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>2 申請の方法</p>	<p>大分県報（公告）</p> <p>申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。なお、申請の方法に関する詳細は、六の1による募集要項を参照すること。</p> <p>3 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>六の1の(二)に記載する所管課とする。</p> <p>四 選定の方法及び基準</p> <p>1 選定方法</p> <p>県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分県社会福祉介護研修センター指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。</p> <p>2 選定の基準</p> <p>選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準による。なお、審査項目等詳細は、六の1による募集要項を参照すること。</p> <p>(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p> <p>(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準</p> <p>五 指定管理者に管理を行わせる期間</p> <p>令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間（予定）</p> <p>六 募集要項等</p> <p>1 募集要項</p> <p>大分県社会福祉介護研修センターの指定管理者の指定の申請等についての詳細は、別に定める募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 配布期間</p> <p>令和二年七月八日（水）から同月三十一日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>(二) 配布場所</p> <p>大分県福祉保健部高齢者福祉課介護保険推進班</p> <p>〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号</p>
---	--

電話 ○九七―五〇六一―二六九二

2 大分県ホームページによる情報提供

大分県社会福祉介護研修センターの募集に関する情報（募集要項を含む。）について
の大分県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/kaiyokensyucenter.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県身体障害者福祉センターの管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県身体障害者福祉センター

2 所在地

大分市大津町二丁目一番四十一号

3 施設の規模及び構造

鉄筋コンクリート造四階建のうち一階及び二階部分

延床面積三、四一一平方メートル

4 事業内容

(一) 身体障がい者に対し生活相談に応じるとともに、機能回復訓練、スポーツの指導、教養の向上その他身体障がい者の福祉の増進に関する業務を行うこと。

(二) 施設の建物及び設備等の維持管理及び修繕に関する業務

(三) 施設の利用の受付及び案内に関する業務

(四) 施設の利用の許可に関する業務

(五) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人又は該当する法人で構成する共同事業体であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次に該当すると認められる法人でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間
令和二年八月三十一日（月）から同年九月八日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。なお、申請の方法に関する詳細は、六の1による募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問合せ先

六の1の(二)に記載する所管室とする。

四 選定方法及び基準

1 選定方法

県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分県身体障害者福祉センター指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合

計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準による。なお、審査項目等詳細は六の1による募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大分県身体障害者福祉センターの指定管理者の指定の申請等についての詳細は、別に定める募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和二年七月八日（水）から同年八月十四日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県福祉保健部障害者社会参加推進室地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二七二五

2 大分県ホームページによる情報提供

大分県身体障害者福祉センター指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての「大分県ホームページアドレスは、次のとおり。」

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12370/sinsho-center-koubou-2.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県長者原園地（以下「長者原園地」という。）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとお

り公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大分県長者原園地	玖珠郡九重町大字田野二五番地の七

2 施設の規模及び構造

名 称	規 模 及 び 構 造
大分県長者原園地	敷地面積 二六、四三九㎡ 園地一一、二六三㎡、植生復元施設三、七一〇㎡、駐車場一一、四六六㎡等

3 事業内容

- (一) 長者原園地の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - (二) 長者原園地の案内に関する業務
 - (三) 長者原園地の利用の促進に関する業務
 - (四) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- 二 申請者の資格
- 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない法人等であること。
- 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、

任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者)が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

令和二年九月二日(水)から同月九日(水)まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の(二)に記載する所管室とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定の方法

県職員一人及び学識経験者四人の委員で構成する大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

と。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの三年間(予定)

六 募集要項等

1 募集要項

長者原園地の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間 令和二年七月八日(水)から同年八月二十八日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県生活環境部自然保護推進室

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―三〇二二

2 大分県ホームページによる情報提供

長者原園地の指定管理者の募集に関する情報(募集要項を含む。)についての県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/koubo2020-chojibaruench.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。)第二条の規定により、おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場

令和二年七月十日

大分県報(公告)

三五

<p>2 所在地 大分市大字廻栖野三千二百三十一番地四十七</p> <p>3 施設の規模及び構造 ドッグラン 面積 二、四一二平方メートル 構造 張芝、フェンス囲い 多目的広場 面積 一、三九九平方メートル 構造 張芝</p> <p>4 事業内容 (一) ドッグランの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 (二) ドッグランの利用の受付及び案内に関する業務 (三) ドッグランの利用の促進に関する業務 (四) 多目的広場の案内に関する業務 (五) 多目的広場の利用の促進に関する業務（ドッグランの利用促進のための業務に限る。） (六) 多目的広場の維持管理に関する業務 (七) 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務</p> <p>申請者の資格</p> <p>二 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。 (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。5 その代表者等（法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。 (一) 暴力団関係者	<p>(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者</p> <ol style="list-style-type: none">6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。 <p>三 申請を受け付ける期間等</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請を受け付ける期間 令和二年八月二十五日（火）から九月八日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。2 申請の方法 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。3 申請書の提出先及び問い合わせ先 六の1の(二)に記載する所管課とする。 <p>四 選定の方法及び基準</p> <ol style="list-style-type: none">1 選定の方法 県職員一人、大分市職員一人及び学識経験者三人の委員で構成するおおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。2 選定の基準 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経
--	--

費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和二年七月八日（水）から同年八月十四日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県生活環境部食品・生活衛生課生活衛生班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―三〇五四

2 大分県ホームページによる情報提供

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての大分県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/site/doubutuai.go/dog-run-koubou3.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

(一) 大分農業文化公園

(二) 大分県都市農村交流研修館

2 所在地

(一) 大分農業文化公園

杵築市山香町大字日指及び大字久木野尾並びに宇佐市安心院町古川

(二) 大分県都市農村交流研修館

杵築市山香町大字日指一番地一

3 施設の規模及び構造

(一) 大分農業文化公園

(1) 総面積

約一二〇ヘクタール（日指ダム周辺地域を施設整備したものであり、総面積のうち約四〇ヘクタールがダム湖となっている。）

(2) 施設内容

ア メイン施設（事務室、物産館、花昆虫館、レストラン及び研修館）

イ みどりの広場

ウ フラワーガーデン

エ 葉草葉木園（葉草・葉木の森、ハーブガーデン）

オ 果樹園

カ クラインガルテン

キ 体験農園

ク コテージ

ケ ログハウス

コ オートキャンプ場

サ つばき園

シ 花木園

ス ピクニック広場

セ 駐車場

ソ ترامカー

タ その他施設（貸自転車、ボート及び大型遊具等）

(二) 大分県都市農村交流研修館

(1) 施設の規模及び構造

鉄骨造二階建 二、〇六五・七六平方メートル

(2) 施設内容

令和二年七月十日

大分県報（公告）

三七

<p>ア 大研修室 イ 研修室 ウ 会議室 エ 手づくり工房 オ 調理実習室 カ 和室 キ 事務室</p> <p>4 事業内容</p> <p>(一) 大分農業文化公園</p> <p>(1) 施設等の利用に関する業務 (2) 農業・農村に係る情報の提供に関する業務 (3) 都市と農村との交流の促進に関する業務 (4) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 (5) 施設全体の管理運営業務 (6) その他大分農業文化公園の利用促進に資する業務</p> <p>(二) 大分県都市農村交流研修館</p> <p>(1) 研修に関する業務 (2) 農業・農村に係る情報の提供に関する業務 (3) 施設等の利用に関する業務 (4) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 (5) 施設等の管理運営業務 (6) その他大分県都市農村交流研修館の利用促進に資する業務</p> <p>二 申請者の資格</p> <p>申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は該当する法人等で構成する共同事業体であること。</p> <p>1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない法人等であること。 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。</p> <p>(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。</p>	<p>(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。</p> <p>(一) 暴力団関係者 (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者</p> <p>6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。</p> <p>7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。</p> <p>8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。</p> <p>三 申請を受け付ける期間等</p> <p>1 申請を受け付ける期間 令和二年八月二十一日（金）から同年九月八日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>2 申請の方法 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。</p> <p>3 申請書の提出先及び問合せ先 六の1の(二)に記載する所管課とする。</p> <p>四 選定方法及び基準</p> <p>1 選定の方法 学識経験者四人、県職員一人及び杵築市職員一人の委員で構成する大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。</p>
---	--

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

- (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和二年七月八日（水）から同年九月八日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県農林水産部地域農業振興課地域農業班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―三五八二（内線三五八一又は三五八二）

2 大分県ホームページによる情報提供

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の募集に関する情報（募集要項を含む。）については大分県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/shiekanni-agripark.html>

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和二年七月十日

一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所

1 日時 令和二年九月十四日 午前八時五十分から午後五時まで

令和二年九月十五日 午前九時から午後五時十五分まで

なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

四 講習の方法

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八二会議室

講 習 内 容	講 習 時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

五 受講手続及び受付期間

県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、令和二年八月二十一日までに申請者の住所を有する者には、県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者には、県中部振興局農山漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付

講習会修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であっせんする。）

その他 講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県林業研修所（以下「研修所」と

いう。）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県林業研修所

2 所在地

由布市湯布院町川北八百九十九番地九十一

3 施設の規模及び構造

本館 八三四平方メートル

実習棟 一六〇平方メートル

機械保管庫 二二五平方メートル

高性能林業機械保管庫 九〇平方メートル

4 事業内容

(一) 研修所を利用した研修教育に関する業務

(二) 研修所の建物及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(三) 研修所の使用の許可に関する業務

(四) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から11までのいずれにも該当する法人その他の団体

(以下「法人等」という。)であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関

等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、

任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

9 研修所の管理及び施設、設備の保守、管理ができること

10 次に掲げる林業技術研修を実施することができる法人等であること。

(一) 林業架線作業主任者養成講習

(二) 伐木等の業務に係る特別教育

(三) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

(四) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育

(五) 簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育

(六) 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育

(七) 高性能林業機械操作、保守研修

(八) 救急法講習

(九) 林業技術講習

(十) 林業就業体験研修

11 登録教育機関として次に掲げる技能講習について、大分労働局長に登録され、又は登録されることが事実とみなされる法人等であること。

(一) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習

(二) フォークリフト運転技能講習

(三) はい作業主任者技能講習

(四) 玉掛け技能講習

(五) 小型移動式クレーン運転技能講習

(六) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

令和二年八月二十一日(金)から九月八日(火)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の(二)に記載する所管課(室)とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定の方法

県職員二名及び学識経験者三名の委員で構成する大分県林業研修所指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間(予定)

六 募集要項等

1 募集要項

研修所の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和二年七月八日(水)から同年九月七日(月)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県農林水産部林務管理課林業経営支援班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―三三二二

2 大分県ホームページによる情報提供

研修所の募集に関する情報(募集要項を含む。)についての県ホームページアドレスは、次のとおり。
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/r2kensyujobosyuh.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。)第二条の規定により、大分県港湾施設(別府港北浜ヨットハーバー)の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県港湾施設(別府港北浜ヨットハーバー)(以下「別府港北浜ヨットハーバー」という。)

2 所在地

別府市北浜

3 施設の規模及び構造

浮桟橋 五基(六十一隻)、ボートヤード(二十五隻)、上架施設、管理棟、駐車場(七十四台)、外周フェンス及び船揚場

4 事業内容

(一) 港湾施設の使用の許可(工作物の設置を伴うものを除く。)に関する業務

(二) 港湾施設の利用の促進に関する業務

(三) 申請受付等補助事務、使用料徴収の業務

(四) 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務

令和二年七月十日

大分県報(公告)

四一

- (五) ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務
 - (六) その他別府港北浜ヨットハーバーの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
- 二 申請者の資格
- 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- 1 大分県内に事務所を置く又は置くこととする法人等であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。
 - 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
 - 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。
 - (一) 暴力団関係者
 - (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
 - (三) 暴力団関係者を使用した者
 - (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
 - 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- 三 申請を受け付ける期間等
- 1 申請を受け付ける期間

令和二年八月二十四日（月）から同年九月八日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

- 2 申請の方法
- 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
- 3 申請書の提出先及び問合せ先
- 六の1の(二)に記載する所管課とする。
- 四 選定方法及び基準

 - 1 選定方法
 - 県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する別府港北浜ヨットハーバー指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
 - 2 選定の基準
 - 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
 - (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
 - (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
 - (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

- 五 指定管理者に管理を行わせる期間
- 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間（予定）
- 六 募集要項等

 - 1 募集要項
 - 別府港北浜ヨットハーバーの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。
 - (一) 配布期間
 - 令和二年七月八日（水）から同年九月八日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。
 - (二) 配布場所

大分県土木建築部港湾課管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話〇九七―五〇六一四六一四

2 大分県ホームページによる情報提供

別府港北浜ヨットハーバーの募集に関する情報（募集要項を含む。）についての大分

県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/kitahama-kouboh.html>

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察総合捜査情報検索システム用機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号）第八条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

ア 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六一二九五七

3 申請の時期

令和二年七月十日から同月三十一日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）に基づき入札参加資格審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

微量薬物分析装置賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）第八条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

ア 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

<p>令和二年七月十日から同月三十一日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）に基づき入札参加資格審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ http://www.pref.oitajp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和2年7月10日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察総合捜査情報検索システム用機器等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部刑事部刑事企画課及び警務部情報管理課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から後記7に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ</p>
--	--

<p>れる関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和2年8月19日(水)午後5時45分までに大分県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年7月10日から同月31日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事企画課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 4043</p> <p>(2) 日時 令和2年7月10日から同年8月19日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部施設整備課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和2年8月21日(金)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月20日(木)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室</p> <p>(2) 日時 令和2年8月21日(金)午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第16</p>	<p>7条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記4(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 前記4(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない</p>
--	--

<p>者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部施設整備課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 前記2(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police investigation information retrieval system (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 21 August 2020 (3) Office Investigative Planning Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohtenmachi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和2年7月10日</p> <p>1 競争入札に付する事項 大分県知事 広 瀬 勝 貞 (1) 調達をする物品等の種類 微量薬物分析装置賃貸借契約</p>	<p>(2) 借入期間 令和3年1月1日から令和10年12月31日まで（96か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部刑事科学捜査研究所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から後記7に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和2年8月21日（金）午後5時45分までに大分県警察本部刑事科学捜査研究所に提出し、審査を受ける。</p>
--	--

<p>け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年7月10日から同年31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事部科学捜査研究所化学係 〒870-1117 大分市高江西2丁目2番 電話 097-567-2131 内線542</p> <p>(2) 日時 令和2年7月10日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部施設整備課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和2年8月26日（水）午前11時。ただし、郵送の場合は、同月25日（火）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室</p> <p>(2) 日時 令和2年8月26日（水）午前11時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第16条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p>	<p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記4(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 前記4(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部施設整備課用度係</p>
---	--

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 前記2(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
High sensitivity Triple Quadrapole LC/MS systems and others complete
- (2) Time limit for tender
11:00 a.m. 26 August 2020
- (3) Office
Criminal investigation Laboratory, Oita Prefectural Police
2-2 takee-nishi, Oita city 870-1117
Tel 097-567-2131

令和2年度大分県職員採用上級試験（特別枠）公告

令和2年7月10日

大分県人事委員会

次のとおり、令和2年度大分県職員採用上級試験（特別枠）を行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

種類	試験区分	採用予定者数	職務の内容
上級	行政（特別枠）	30人	知事部局、教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事します。 なお、県立学校に勤務する場合があります。

注1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

注2 上級試験（特別枠）は、通常の上級試験（6月実施）と試験内容が異なりますが、採用後の差異はありません。

2 受験資格

- (1) 年齢等
次のいずれかに該当する者
①平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
②平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。
- (2) 国籍
日本国籍を有しない者も受験できます。
ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。
また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場	備考
第1次試験	令和2年10月4日（日） 入室開始 午前9時30分 着席完了 午前10時 試験時間 基礎能力試験 午前10時30分から 11時40分まで	大分会場 大分県立大分西高等学校 （大分市新春日町2丁目1番1号） 関東会場 全国町村会館（2階ホール） （東京都千代田区永田町1丁目11番35号）	大分会場又は関東会場のいずれかを選択してください。 なお、関東会場については定員に達した時点で申込みを締め切ります。
第2次試験	論文試験・適性検査 令和2年10月21日（水）	大分県労働福祉会館ソレイユ （大分市中央町4丁目2番5号）	試験日時等は第1次試験合格通知書に記載します。

<p>面接試験 令和2年11月上旬から11月中旬までの指定する1日</p>	<p>大分市内</p>	<p>最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。 また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 試験結果の発表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験</th> <th>発表の時期</th> <th>発表の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次試験</td> <td>令和2年10月13日(火) 午前9時</td> <td>合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。</td> </tr> <tr> <td>第2次試験</td> <td>令和2年11月下旬</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験	発表の時期	発表の方法	第1次試験	令和2年10月13日(火) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。	第2次試験	令和2年11月下旬						
試験	発表の時期	発表の方法														
第1次試験	令和2年10月13日(火) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。														
第2次試験	令和2年11月下旬															
<p>注1 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。</p> <p>注2 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、試験の延期や会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更がありましたら、大分県ホームページ「大分県職員採用情報」に掲載しますので、適宜確認してください。</p> <p>(2) 試験の内容</p> <p>次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。</p> <p>ア 第1次試験</p> <p>受験者全員に対して次の試験種目を実施します。</p> <p>(ア) 基礎能力試験</p> <p>多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について、70問の択一式による筆記試験(SPI3(能力検査のみ))をします。(1時間10分 100点)</p> <p>(イ) アピールシート</p> <p>事前に作成したものを受験申込時に提出していただきます。提出がない場合は、(ア)の基礎能力試験を受験することができません。</p> <p>イ 第2次試験</p> <p>第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。</p> <p>(ア) 論文試験</p> <p>職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。 (1時間20分 1,000字以内 60点)</p> <p>(イ) 適性検査</p> <p>職務の遂行に必要な適応性について検査をします。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。</p> <p>(ウ) 面接試験</p> <p>人物について個別面接(1回20分～30分程度の面接を3回実施)による試験をします。(340点)</p> <p>ウ 合格者の決定方法</p>	<p>注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず大分県のホームページで確認してください。</p> <p>注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月15日(木)までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>4 試験結果の情報提供</p> <p>(1) 口頭による開示請求</p> <p>大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お越しください(日曜日、土曜日及び祝日を除きます)。</p>															
<p>(イ) アピールシート</p> <p>事前に作成したものを受験申込時に提出していただきます。提出がない場合は、(ア)の基礎能力試験を受験することができません。</p> <p>イ 第2次試験</p> <p>第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。</p> <p>(ア) 論文試験</p> <p>職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。 (1時間20分 1,000字以内 60点)</p> <p>(イ) 適性検査</p> <p>職務の遂行に必要な適応性について検査をします。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。</p> <p>(ウ) 面接試験</p> <p>人物について個別面接(1回20分～30分程度の面接を3回実施)による試験をします。(340点)</p> <p>ウ 合格者の決定方法</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験</th> <th>開示請求できる者</th> <th>開示内容</th> <th>開示期間</th> <th>開示場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次試験</td> <td>第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)</td> <td>試験種目別得点、総合得点及び総合順位</td> <td>合格発表の日から起算して1箇月間</td> <td>大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階)</td> </tr> <tr> <td>第2次試験</td> <td>第1次試験合格者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 郵送による情報提供</p> <p>希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、404円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に</p>	試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所	第1次試験	第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から起算して1箇月間	大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階)	第2次試験	第1次試験合格者			
試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所												
第1次試験	第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から起算して1箇月間	大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階)												
第2次試験	第1次試験合格者															

持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間で有効）に記載されます。大分県人事委員会は、任命権者（知事）からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者がその中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は原則として令和3年4月1日以降ですが、既卒者についてはそれより前に採用されることもあります。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与

ア 給料月額

初任給の例・・・188,700円（令和2年4月1日現在）

なお、職歴を有する者又は大学の専攻科若しくは大学院を修了した者等は、条件に応じて加算されます。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

（公権力の行使に該当する主な職務の例）

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
 - ・ 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許認可（法人設立認可等）
 - ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
 - ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為（施設の使用許可、立入許可等）
 - ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
 - ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為
（公の意思形成への参画に携わる職）
- 部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画

する職が該当します。

詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

令和2年4月19日（日）に第1次試験を行う予定だった大分県職員採用上級試験（特別枠）に申込みした方も、再度、手続が必要です。

(1) 受験案内の請求

受験案内は、次の県の機関で配布します。

機 関 名	所 在 地 等
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12（大分県市町村会館6階） 電話 097-506-5212
大分県 東 部 振 興 局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎） 電話 0978-72-1212
大分県 南 部 振 興 局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎） 電話 0972-22-0390
大分県 豊 肥 振 興 局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎） 電話 0974-63-1171
大分県 西 部 振 興 局	〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎） 電話 0973-23-2200
大分県 北 部 振 興 局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎） 電話 0978-32-1170
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎） 電話 0974-22-1056

玖 珠 上 木 事 務 所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152
中 津 上 木 事 務 所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110
大 分 県 東 京 事 務 所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ビューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787
大 分 県 大 阪 事 務 所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3ビル21階) 電話 06-6345-0071
大 分 県 福 岡 事 務 所	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センタービル10階) 電話 092-721-0041
大 分 県 立 図 書 館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒(240mm×332mm)を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。
封筒の表左側に、「上級(特別枠)受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

令和2年8月17日(月)～9月4日(金)

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」から「インターネットによる申込み」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(4) アピールシートの提出

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」からアピールシートの様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、(3)の申込書の提出時に必ず添付してください。なお、提出後のアピールシートの差し替えはできません。

(5) 申込者への受験票の送付

受験票は9月中旬に電子メールにより送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大

きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

なお、9月16日(水)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(6) その他

8 受験票は、写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮

車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

9 問合せ先ほか

大分県人事委員会事務局

電話 097-506-5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>